

広報なごや紙面広告掲載申込要領（再募集）

第1 趣旨

令和8年5月号・6月号・7月号の広報なごやに掲載する広告を再募集するものです。

第2 広告媒体

- (1) 名称 広報なごや
- (2) 紙面建て 5月号・6月号・7月号 タブロイド判20P
- (3) 編集・発行 名古屋市市長室広報課
- (4) 発行日 毎月1日（ただし、毎月10日までに配布を完了）
- (5) 掲載内容 発行月の11日以降、翌月10日までの記事を掲載
 - ・5月号は5月11日～6月10日の記事
 - ・6月号は6月11日～7月10日の記事
 - ・7月号は7月11日～8月10日の記事
- (6) 発行部数 約110万部
- (7) 配布方法等 各区役所総務課から全戸配布、無料

第3 募集する広告枠

- (1) 掲載面 5月号・6月号 中面下段 全8P、7月号 中面下段 全6P
- (2) スペース 天地67mm 左右118mm
(ただし、2枠分のスペースに1件の広告を掲載する場合左右239mm)
- (3) 枠数 5月号 8枠
6月号 6枠
7月号 5枠
- (4) 色数 4色カラー
- (5) 広告掲載料 1枠の掲載価格 ¥335,500★（税込）

第4 募集対象

広報なごや広告取扱業者（以下「広告取扱業者」といいます。）の指定を既に受け、本要領に定める掲載広告を募集し、掲載広告記事の作成・提出を行うことができる広告掲載希望者を対象とします。

第5 広告取扱業者の指定

広告受付申込締切日の20日前まで受付を行っています。（ただし市役所休庁日の場合はその直前の開庁日まで）

広告取扱業者の指定を受けようとする方は、次の各号に定める書類を市へ提出してください。ただし、名古屋市契約規則第16条第2項に基づく名古屋市競争入札参加有資格者（以下「競争入札有資格者」といいます。）については、以下の（2）、（3）の書類の提出は必要ありません。

- (1) 広報なごや広告取扱業者承認申請書（別紙様式1）
- (2) 法人の登記簿謄本

(3) 市町村民税について滞納のないことの証明書または納税証明書（法人市町村民税・固定資産税）

以上の提出書類に基づき、市長室広告掲載要綱第13条に定める審査機関（以下「広告審査会」といいます。）において、その指定の可否を決定します。提出書類の内容に変更が生じたときはすみやかに市に当該書類を提出してください。

廃止前の広報なごや広告掲載要領（平成22年1月29日廃止）第7条の規定に基づき、広告取扱業者の指定を受けた方は、本条の広告取扱業者の指定を受けているものとみなします。

第6 広告取扱業者の指定取り消し等

次の（1）または（2）に該当するときは、広告取扱業者の指定を取り消します。（3）に該当するときは、広告取扱業者の指定を一定期間停止します。（4）に該当するときは、広告取扱業者の指定を取り消し、または一定期間停止します。

- (1) 広告取扱業者から取り消す旨、申し出があった場合
- (2) 市の名誉又は信用を失墜し、業務を妨害し、若しくは事務を停滞させるような行為があった場合
- (3) 競争入札参加有資格者として登録されているものが、名古屋市指名停止要綱に基づく指名停止を受けた場合
- (4) その他、広告審査会において広告取扱業者として不適当と認められた場合

第7 申込み

(1) 申込方法

広報なごや紙面広告掲載申込書（市公式ウェブサイトからダウンロード可。以下「申込書」といいます。）（別紙様式2）に必要事項を広告依頼者（実際に広告を掲載する企業等）ごとにご記入の上、電子メールで送付してください。（郵送、FAXは不可）

受付方法は先着順とさせていただきます。

- (2) 申込開始日時 令和8年3月9日（月）午前9時
- (3) 申込締切日時 5月号：令和8年3月13日（金）正午
6月号：令和8年4月10日（金）正午
7月号：令和8年5月18日（月）正午

※ 原稿提出期限までの期間がかなり短い点（第9（3）参照）をご了承いただき、お申込みください。

(4) その他

ア 提出していただいた申込書は掲載・非掲載を問わず返却しません。また、広告依頼者・希望掲載月及び広告掲載料の記載がない申込みについては、選定から除外します。

イ 広告依頼者（実際に広告を掲載する企業等）の審査にあたり、当該広告依頼者に関する資料の提出を求めることがあります。

ウ 2枠分スペースを1件としての申込みの場合に、2枠で掲載されない場合は、不採用となります。

第8 広告枠の選定結果

- (1) 広告原稿受入れの可否については、申込みがあった広告取扱業者に対して通知します。
- (2) 広告原稿受入れ可否の通知後に広告掲載を辞退した場合、広告取扱業者の指定の一定期間停止または取り消しを行う場合があります。

第9 広告原稿

(1) 広告内容

本要領に定めるもののほか、「名古屋市広告掲載要綱」、「名古屋市広告掲載基準」及び「市長室広告掲載要綱」（以下「要綱等」といいます。）の条件を満たすものとします。

不動産事業に関しては下記要件を満たしたものを掲載します。

- ア 広告掲載主体（不動産事業者）に関する表示には、名称、所在地、連絡先、認可免許証番号等を明記する。
- イ 不動産の取引に関する広告の場合は、取引様態、物件所在地、面積、建築月日、価格、賃料、取引条件の有効期限を明記するとともに「不動産の表示に関する公正競争規約」による表示規制に従うものとする。
- ウ 住宅の品質確保の促進等に関する法律に規定された住宅性能表示制度の適用を受けたものとする。
- エ 新築共同住宅の売買の広告には、建築工事を請け負った建築業者名を明記する。
- オ 不動産事業の広告は2枠分のスペースを1件としてお申込みください。

(2) 制作上の注意

- ア あらかじめ市と協議し完全原稿を市に提出してください。
- イ 広告原稿データは**JPEG（天地67mm 左右118mm、ただし2枠分のスペースに1枠の広告を掲載する場合左右239mm、300dpi～350dpi）**で提出してください。
- ウ 広告表記の文字は、読める字の大きさ（主となる文章は**9Q以上**）にしてください。
- エ **カラーはCMYK**に変換してください。
- オ 黒色は**スミベタ（K100%）**で作成してください。
- カ カラーデザインについては、多様な色覚に配慮して、情報がなるべくすべての人に正確に伝わるようにデザインしてください。その際に、色を数値で表現するマンセル値など具体的な指標を参考にすること。また、著しく紙面等の調和を損なうと市が判断した場合は、変更していただく場合がございます。

(3) 広告原稿提出期日

広告掲載月の前々月末日正午（ただし、市役所休庁日の場合はその直前の開庁日正午）

5月号については	令和8年	3月31日（火）	正午
6月号については	令和8年	4月30日（木）	正午
7月号については	令和8年	5月29日（金）	正午

なお、原稿提出後の原稿内容の修正は原則認めません。

(4) 提出物

広告原稿データ（電子メールに添付）

※ 広告原稿データ容量は1枠あたり5メガバイトを限度とします。また、原稿の提出先・提出方法については別途指示します。

(5) 提出先

名古屋市市長室広報課

第10 掲載までのスケジュール

(1) 広告審査会にて、それぞれの広告依頼者について広告原稿受入れの可否を決定し、結果をその広告依頼者を扱う広告取扱業者に通知します。(選定の結果、広告原稿受入れ不可となった申込者についてもその旨を通知します。)

(2) 契約に必要な書類をお送りしますので、必要事項をご記入のうえ提出していただき、契約を締結します。

(3) 広告掲載料の納付書を送付します。本市が指定する期日までに納付していただきます。

(4) 広告掲載月の前々月の月末正午(ただし、市役所休庁日の場合はその直前の開庁日正午)までにあらかじめ内容について市と協議し、完全原稿を市に提出していただきます。

(5) 掲載原稿の提出期限から10日以内に広告内容について広告審査会を行い、掲載可能かどうかを判断し、審査結果について報告します。

なお、広告審査会での判断もしくは要綱等と照らし合わせた結果によっては、原稿の修正や掲載自体をお断りすることがあります。

(6) 本市の指定する時期に掲載イメージの確認を1回していただきます。

(7) 広報なごやに掲載します。

第11 その他

(1) 申込書に記入された広告依頼者について、広告原稿受入れが決定した場合は変更することはできません。やむを得ず広告依頼者の広告が掲載できない状況であっても納付済みの広告掲載料の返還は行いません。

(2) 広告掲載位置の指定はできません。

(3) 広報なごやの紙質は、名古屋市グリーン購入ガイドライン「20. 役務」の品目「印刷」の基準を満たすもので、坪量は52.3g/m²以上(試験方法JIS P 8124)、白色度は66%以上(試験方法JIS P 8148)です。

(4) 掲載イメージの確認は、広報なごやに近い色合いの紙に印刷したものの確認となります。この確認をもって、広告の色合いや9Q未満の文字の鮮明な印刷について保証するものではありません。

(5) その他、広告の掲載に関しては、要綱等及び本要領の規定を遵守し本市の指示に従うとともに、要綱等及び本要領に記載のない事項は、本市と広告取扱業者の双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとします。

(6) 広告枠欄外に、「広告」の表示及び「財源確保のため広告を掲載しています。なお、広告内容などは名古屋市が推奨するものではありません。」等の文言を明記します。

(7) 広告内容等について、関係機関に確認・照会を行う場合があります。

(8) 審査にあたっては、名古屋市が保有する情報及び名古屋市に寄せられた意見や苦情な

どを参考にすることがあります。

- (9) 応募のために提出された書類等は、上記の確認・照会を含めた広報なごや関連事務のみに使用し、その他の目的には一切使用いたしません。

第12 妨害又は不当要求に対する届出義務

- (1) 契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、市へ報告し、警察へ被害届を提出しなければなりません。
- (2) (1) に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがあります。

【申込み・問い合わせ先】

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市市長室広報課

電話：052-972-3134

電子メール：touroku-kohonagoya@shicho.city.nagoya.lg.jp

返信先として、必ず本文内に連絡先（電話番号、電子メールアドレス）を記載してください。

広報なごや広告取扱業者承認申請書

年 月 日

(あて先) 名古屋市長

誓約事項を誓約の上、「広報なごや紙面広告掲載申込要領」第5に基づき広告取扱業者指定の承認を申請します。

社 名	
住 所	〒
代表者氏名	

担当者氏名：

連 絡 先：電話番号

F A X

電子メール

名古屋市競争入札参加有資格者（法人コード _____ ）

添付書類（名古屋市競争入札参加有資格者については不要）

会社の商業登記簿謄本

市町村民税について滞納のないことの証明書

または納税証明書（法人市町村民税・固定資産税）

誓約事項

申込みにあたり、次の事項を誓約します。

1 次の各号のいずれかに該当する者ではありません。

- (1) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第32条第1項各号に掲げる者
- (2) 次のいずれかに該当する者でその事実があった後3年間経過していない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15財用第5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）
 - ア 契約の履行にあたり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者（第13号に該当する者を除く。）
 - カ アからオまでの一に該当する事実があった後3年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 次のいずれかに該当する者。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い認定を受けた者を除く。
 - ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者
 - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
- (4) 公告の日から落札決定までの間に指名停止の期間中の者
- (5) 公告の日から落札決定までの間に「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋市が行う公有財産の売却、貸付けの契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（平成20年2月15日付け19財管第253号）に基づく排除措置を受けている者
- (6) 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員等（暴力団（暴対法第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）がいる者
- (7) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している者
- (8) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている者
- (9) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (10) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (11) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを利用するなどしている者
- (12) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった者

2 前項の誓約内容が、事実と相違することが半明したときは、当該事項に関して貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

広報なごや紙面広告掲載申込書

年 月 日

(あて先) 名古屋市長

(申込者)

住 所

名 称

代表者

担当者

電 話

F A X

E-mail

広報なごやの紙面広告掲載について下記のとおり申し込みます。申込みにあたっては、誓約事項を誓約の上、名古屋市広告掲載要綱・名古屋市広告掲載基準・市長室広告掲載要綱及び広報なごや紙面広告掲載申込要領を遵守します。

記

1 広告依頼者（実際に広告を掲載する企業等）

企業等

内容

2 希望掲載月及び枠数

掲載月	希望月に○表示	枠数	1枠あたりの広告掲載料
5月			¥335,500★(税込)
6月			¥335,500★(税込)
7月			¥335,500★(税込)

誓約事項

申込みにあたり、次の事項を誓約します。

1 次の各号のいずれかに該当する者ではありません。

- (1) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第32条第1項各号に掲げる者
- (2) 次のいずれかに該当する者でその事実があった後3年間経過していない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15財用第5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）
 - ア 契約の履行にあたり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者（第13号に該当する者を除く。）
 - カ アからオまでの一に該当する事実があった後3年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 次のいずれかに該当する者。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い認定を受けた者を除く。
 - ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者
 - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
- (4) 公告の日から落札決定までの間に指名停止の期間中の者
- (5) 公告の日から落札決定までの間に「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋市が行う公有財産の売却、貸付けの契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（平成20年2月15日付け19財管第253号）に基づく排除措置を受けている者
- (6) 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員等（暴力団（暴対法第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）がいる者
- (7) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している者
- (8) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている者
- (9) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (10) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (11) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを利用するなどしている者
- (12) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった者

2 前項の誓約内容が、事実と相違することが半明したときは、当該事項に関して貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。